

安全だよ

安全就業5-10号



令和6年1月15日

公益社団法人 東部広域シルバー人材センター

令和6年

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、ご健勝にて新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素から当シルバー人材センター事業に対しまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

我が国は、依然として人口減少、少子高齢化が進行、人生百年時代を迎えた今、生涯現役で活躍できる社会の実現が求められております。

なお、新型コロナウイルスであります、今年の5月8日より感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行されイベント等の規制が緩和され、会議等が行えるようになり昨年は理事会、定時総会、ボランティア活動等、3年ぶりに通常どおりに行うことができ徐々に新型コロナウイルス発症前に近づいているこのような時でありますので、会員皆様の長年にわたる知識、経験、技能を就業や地域活動に活かすことができる地域社会づくりが必要であると考えます。

さて、当シルバー人材センターの事業実績であります、前年度を若干上回っております。

しかしながら昨年のセンターを取り巻く環境は依然として厳しく、今後の運営に支障をきたす恐れがあると危惧される所でございます。

また、高齢者のニーズに対応できる就業機会の確保も積極的に行うと共にセンターの最重要課題は「会員の拡大」であり、会員の確保と定着という点からも安全就業の取組みを更に推進してまいりたいと考えておりますので、会員皆様のご更なるご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに皆様のご多幸をご祈念申し上げ、新年のごあいさつと致します。

理事長 小林 信保

季節のたより

日本漢字能力検定協会が毎年全国から募った2023年を漢字一文字で表す「今年の漢字」が京都の清水寺で発表され、「税」の字が選ばれました。

インボイス制度の導入やふるさと納税のルールの厳格化など、「税」にまつわる様々な改正や検討が行われたことなどをあげています。

さて、この冬も晴天が続き日中は暖かい日も多いですが、20日には大寒を迎え、寒さがさらに厳しくなり急激な気温の変化も予想されますので、会員のみなさま体調の管理に注意して下さい。

配分金に対する所得税の取り扱いについて

シルバー人材センターから提供された業務で就業し、得た配分金収入は所得税法上「雑所得」に区分されます。

1. 原則として雑所得の総収入から必要経費の全額を控除できます。
配分金収入に係わる必要経費の額が55万円以上ある場合は、必要経費の全額が控除できます。
2. 必要経費の額が55万円未満の場合は、55万円を上限として控除できます。
3. 公的年金を受給している場合は、配分金収入と別に公的年金等控除を行えます。
4. 給与収入のある方も給与所得控除があります。

※詳しくは、裏面の「配分金収入に対する所得税の取り扱いについて」を参考にして下さい。また、支払明細書は1月送付しますので、各自で大切に保管し、申告等の際にご使用下さい。

「安全は無理せず 焦らず 油断せず」

(令和5年度から7年度まで安全就業全国統一スローガン)